

## プロミスにお申込のお客様へ

---

会員規約および契約規定に定める極度額および利用限度額にかかわる条項につきまして、平成19年2月26日より、以下のとおり改訂いたします。

1. 極度額は、お客様が希望した金額の範囲内で、プロミスが承諾した金額とし、契約内容確認書に記載します。
2. プロミスは、お客様の信用状況に関するプロミスの審査により、極度額を上限として利用限度額を定めます。お客様は、利用限度額の範囲内で繰返し借入ができます。
3. お客様に次の各号のいずれかにあたる事由が生じた場合、プロミスは、利用限度額を減額すること（利用限度額を0にすることを含みます。）ができます。
  - ①本規約に違反したとき、または債務不履行があったとき。
  - ②プロミスから金銭消費貸借契約にもとづく借入をしたとき。
  - ③プロミスと他の極度借入基本契約を締結したとき。
  - ④お客様の信用状況に関するプロミスの審査により、プロミスが相当と認めたとき。
4. お客様の信用状況に関するプロミスの審査により、プロミスが相当と認めた場合、プロミスは、利用限度額を増額します。
5. プロミスは、お客様が満70歳となったとき、利用限度額を0にします。以後、利用限度額は増額しません。

本改訂にご不明な点のあるお客様は、プロミスコール0120-24-0365までお申し出ください。

なお、現在、プロミスをご利用のお客様につきましても、2月26日以後、契約変更のお手続きをいただいた場合には本改訂を適用させていただきます。

### 【ご注意】

本改訂は2月26日より適用いたしますが、書式の差替えの都合により、2月13日以後、2月25日以前に新しい条項が記載された会員規約が交付されることがあります。ただし、2月25日以前にお申込みのお手続きをいただいたお客様には本改訂は適用いたしません。